

6. その他

(4) 地方自治法上の争訟に関する調 (平成28年4月1日 から 平成30年3月31日 まで)

ア 不服申立ての事例

① 都道府県分

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当返納命令処分の取り消し	H28. 12. 12	H29. 10. 17	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
北海道	第127条	審査申立て	知事	平成28年3月18日に町議会が行った第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するとして決定の取消しを求める。	H28. 3. 25	H28. 5. 19	処分取消	第92条の2の規定に該当しない。		
北海道	第127条	審査申立て	知事	平成28年7月14日に村議会が行った第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するとして決定の取消しを求める。	H28. 7. 29	H28. 10. 28	棄却	第92条の2の規定に該当する。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 4. 4	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 4. 1	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 4. 5	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 4. 6	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 4. 6	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条返還に対する不服	H28. 4. 14	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 4. 29	H30. 3. 30	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていないことから、審査庁は補正を命じたが、請求人は補正期限までに何らの補正もしなかったことが認められるため、第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 5. 10	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条返還に対する不服	H28. 5. 25	H28. 8. 10				取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 6. 2	H29. 1. 5	棄却	電話を設置する費用の支給については、当該費用は、月々の経常的な最低生活需要を満たすための費用といえることができるから、その支給を求めた生活保護変更申請を却下した原処分は違法、不当な点はない。長男の修学旅行に係る途中帰路の交通費の支給については、一時扶助費として支給すべき必要性や緊急性が認められないから、その支給を求めた生活保護変更申請を却下した原処分は違法、不当な点はない。さらに、長男が何事もなく修学旅行から戻り、当該費用の支給を必要としなくなったにもかかわらず、その支給を求めて本件審査請求をしたことは、原処分の取消しを求める法律上の利益を欠き、不適法といふべきである。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 6. 10	H28. 12. 1	棄却	処分庁は、請求人が控除を主張する各費用について分析・検討した上で、当該各費用がいずれも請求人の自立更生に資する費用とは認められず、返還額から控除しないものと判断したことが認められるが、その判断には何ら不合理な点はなく、原処分には違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 6. 10	H28. 12. 22	棄却	本件給付金相当額から本件調整額相当額を控除しないとした処分庁の判断には、何ら不合理な点はないことから、原処分には違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 6. 10	H28. 8. 9				取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 6. 21	H29. 1. 5	却下	請求人は、平成28年6月11日に長男及び長女の本件事業への参加を辞退しており、同日以前に長男及び長女が本件事業に参加した事実やこれに伴う請求人の付添いの事実はなく、請求人自らもそうした事実がないことを認めているので、請求人が交通費の支給を求める前提を欠いており、したがって、請求人に原処分の取消しを求める法律上の利益はないことは明らかであるから、本件審査請求は、不適法なものとして却下を免れないといふべきである		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 7. 5	H28. 10. 19	棄却	請求人と同一世帯に属する長女の稼働収入は、請求人の世帯の収入として認定するほかなく、また、長女の稼働収入の収入充当額への計上など原処分に至る過程や手続にも何ら違法、不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 7. 20	H28. 9. 16				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 7. 22	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 8. 3	H29. 2. 24	処分取消	本件は、「保護の決定に必要な事実が明らかとならず、適切な保護の決定を行うことが困難な場合」には当たらないし、前記の請求人らの世帯の状況を考慮すれば、むしろ、原処分時においては、保護の決定が可能な状態にあったといふことができるから、このような場合にまで「調査（報告）への非協力的な態度を理由に、保護申請却下の措置を認める」ことはできないといふべきである。よって請求人らが調査・報告の拒否及び虚偽の報告を意図的に行つたとして行われた原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法な処分であり、取り消されるべきものと言わざるを得ない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H28. 8. 7	H28. 9. 7				取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 8. 12	H29. 3. 22	棄却	請求人自らの責めに帰すべき事由により転居を余儀なくされた場合においてまで転居費用の支給を認めることはできず、請求人が転居費用を必要とする事情が、要件に該当しないことを前提になされた原処分は、法令等の規定に従って適正に行われたものということができ、原処分に違法、不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護停止処分に対する不服	H28. 8. 26	H28. 12. 8				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 8. 30	H29. 2. 22	棄却	長女は通院に係る移送費の給付が認められるための要件を満たしていないといえ、本件通院移送費の給付を要しないと判断した原処分に違法、不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 9. 9	H29. 2. 10	棄却	原処分は受講給付金の額が両月に処分庁が支給した保護費の額をそれぞれ下回ることから、それら両月分の受講給付金の合計額に相当する保護費につき、同条に基づき返還させることとしたものであって、返還額の算定方法及びそれにより求められた返還額に誤りはなく、違法又は不当な点はない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 9. 20	H29. 3. 22	棄却	処分庁は、給付のための要件が満たされていないとしつつも、本件医療機関での治療を既に開始している請求人の転院のための準備移行期間を考慮し、引き続き、従来通り片道1区間分の移送費の給付を認めているところであり、こうした原処分の判断に特に不合理な点は認められず、これを違法、不当ということとはできない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 9. 5	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 9. 29	H29. 5. 15	棄却	処分は基準に従い、申告のあった各手当の受給額を収入認定したものであり、これらの収入認定は、法令等の規定に従った適正な取扱いであると認められ、原処分には違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 9. 30	H30. 3. 30	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていないことから、審査庁は補正を命じたが、請求人は補正期限までに何らの補正もしなかったことが認められるため、第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 10. 17	H29. 2. 16	棄却	請求人は通院に係る移送費の給付が認められるための要件を満たしていないといえ、本件通院移送費の給付を要しないと判断した原処分には違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 10. 19	H29. 5. 8	棄却	母を世帯分離しなければ、法の目的である最低生活の保障に欠け、又は要保護者の自立を損なうこととなるとは認められないというべきであり、母の世帯分離を認めないとした原処分は違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H28. 10. 28	H28. 12. 14				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 11. 2	H29. 5. 8	棄却	養父の葬儀については、法第18条が葬祭扶助の範囲として認めるものを養父の弟が既に行っており、社会通念上も完了したものであるというほかなく、葬祭扶助の支給のための要件を満たしていないとして、本件申請を却下した原処分は違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定処分に対する不服	H28. 11. 4	H29. 11. 10	棄却	請求人の世帯にあつては、夫の年金収入で満たすことのできない不足分を補う程度に保護が行われるべきものであり、原処分時において、世帯を分離しなければ、請求人の最低生活の保障に欠け、又はその自立を損なうこととなる事情も認められないから、請求人と夫を同一世帯に属すると認定した原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 11. 4	H29. 6. 29	棄却	冠婚葬祭等の費用のため一時的に母から計2万円を借り入れたことにより、請求人の最低限度の生活の維持のために活用可能な資産は増加したものと認められ、また、本件借入収入は、保護基準において収入認定できない例外事由のいずれにも該当せず、かつ、処分庁の事前の承認を求めたという事実も認められないから、収入認定の対象となるというほかなく、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 11. 7	H29. 8. 24	処分取消	少なくとも眼鏡の修理費用部分に関しては保護費の遡及変更の取扱いを適用すべきものであり、これを却下した原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであるといわざるを得ないことから、その余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H28. 11. 7	H29. 1. 23	却下	外国籍を有する請求人に対する原決定は、法に規定する処分に該当しないものであり、不服申立てを行うことができる処分とは認められず、行審法上の処分性を欠くから、原決定の取消しを求める本件審査請求は、不適法なものとして却下を免れない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 11. 22	H29. 9. 22	処分取消	本件申請は被服費の処理基準を適用すべきものであり、これを却下した原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであるといわざるを得ないから、その余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 11. 25	H29. 11. 24	処分取消	処分庁は、改めて、請求人から本件預金等の具体的な使途を聴取し、その目的が保護の趣旨目的に反しないものであるかどうか検討し、必要に応じて生活の維持向上の観点から計画的な支出について助言又は指導を尽くすべきであるから、これらの手続を行うため、原処分は、その余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請に係る不作為についての不服	H28. 12. 10	H29. 6. 19	却下	不作為庁は法令等の規定に基づき、適法に申請に係る事務を執行しているということができ、請求人は、不作為庁に対して法令に基づく申請を行ったとは認められず、本件審査請求は、不適法なものとして却下を免れない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H28. 12. 2	H30. 3. 30	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていないことから、審査庁は補正を命じたが、請求人は補正期限までに何らの補正もしなかったことが認められるため、第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 1. 4	H29. 11. 10	処分取消	原処分は収入認定に係る処理基準の解釈運用に誤りがあって不当なものであり、改めて処分庁において返還額を算定し直す必要があると認められることから、その余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 1. 11	H29. 2. 13				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 1. 18	H29. 5. 26	棄却	請求人は処分庁に企業年金を受給していることを報告し、処分庁は基準に従い、申告のあった当該受給額を収入認定したものであり、原処分は法令等の規定に従った適正な取扱いをしていると認められこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 1. 28	H29. 5. 26	棄却	請求人は、住宅融資を返済中であり、今後も返済を継続する意向であるが、ローン付き住宅を例外的に認める場合の処理基準には該当しないことから、保護の適用を行わないとした原処分には違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 2. 10	H29. 3. 15				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 2. 28	H29. 8. 8	棄却	被災家屋の解体工事費用は要返還額から控除し、その余の費用は控除しないとする認定を行った処分庁の判断には、何ら不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められない。ただし、原処分のうち、平成28年11月30日の保護費に係る返還処分については、重複してなされたと認められるから、取り消されるべきである。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 3. 2	H29. 10. 27	却下	本件については、既に、その取消しを求める対象たる処分を欠いているから、請求人に原処分の取消しを求める法律上の利益はなく、本件審査請求は、不適法なものとして却下を免れない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 3. 1	H29. 5. 8				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 3. 30	審査中				



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 4. 5	H29. 7. 7				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 4. 6	H29. 7. 24	棄却	原処分は、保護基準に基づき算定された最低生活費から、適正な収入認定による収入充当額を差し引いた額を扶助額とするものであり、違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 4. 13	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 4. 14	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H29. 4. 17	H29. 5. 2				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 4. 24	H29. 10. 6	棄却	重複家賃等返還金及び挨拶代が自立更生のために充てられるものとして、請求人から処分庁に事前又は事後に相談があったという事実は認められず、また、それらの挙証資料もないから、これらの額を返還額から控除しないとする原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 5. 2	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 5. 10	H29. 6. 15				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 5. 11	H29. 10. 13	棄却	請求人世帯には平成28年10月から平成29年4月まで保護基準に従い、所定の冬季加算額が認定されていたところ、原処分は、同年5月から冬季加算額を削除して扶助額が算定されたものであり、この取扱いは、保護基準を適用して行われたものであるから、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 5. 17	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護停止処分に対する不服	H29. 5. 30	H29. 6. 14				取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 6. 2	H29. 9. 5				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 6. 7	H29. 11. 13	棄却	処分庁は、法令等の規定に従って適正な収入認定により収入充当額を計上しており、これを最低生活費から差し引いた額を扶助額としており、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 6. 8	H29. 11. 14	処分取消	原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであるといわざるを得ないから、本件移送費を遡及して支払う限りにおいて、取り消されるべきである。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 6. 12	H29. 12. 6	棄却	請求人は、「病院探しのタクシー代」として、受診を希望する医療機関を特定することなく、移送費の給付申請を行ったものであるところ、処理基準によれば将来に受診するであろう医療機関を探すための移送費を給付することはできないから、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 6. 20	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 6. 29	H30. 1. 12				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 6. 28	H30. 3. 30	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていなかったことから、審査庁は補正を命じたが、請求人は補正期限までに何らの補正もしなかったことが認められるため、第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 7. 3	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 7. 7	H29. 12. 12	却下	原処分については、同日から3月後の同年7月3日の満了をもってその審査請求期間を経過したというべきであり、同年7月7日付けで行われた本件審査請求は、審査請求期間を徒過してなされたものであるから、不適法なものとして却下を免れない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 7. 10	H30. 1. 26	処分取消	請求人が返還すべき保護費の対象期間は平成28年10月30日から平成29年3月31日までとすべきであるから、平成28年10月1日から同月29日までを対象に含めた原処分は、処理基準を誤って適用したものと看做されるべきである。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H29. 7. 14	H29. 12. 18	棄却	保護の開始に当たって処分庁による文書指示が行われた経緯及び当該指示に反するに至る事情に鑑みると、保護を廃止することとした処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 7. 18	H29. 12. 28	棄却	保護の申請時、請求人は既に厚生年金及び国民年金の受給資格年齢に達していたものの、自らの意思でこれらの受給開始の繰下げを請求し、利用し得る資産の活用を忌避していることが認められ、また、親族からの仕送りや一時金による収入があるほか、保護を必要とする急迫の事由があると認めるに足る特段の事情は窺われないから、法第4条第1項の要件を欠くものといわざるを得ず、原処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 7. 24	H29. 11. 24	棄却	原処分のうち、保護の変更を伴う処分は、請求人の満年齢が70歳に達したこと及び冬季加算の支給対象月が経過したことを理由として、それぞれ行われたものであり、この取扱いは、保護基準に定める基準生活費を適用して行われたものであるから、この点に違法又は不当な点は認められない。また、原処分のうち、保護の変更を伴わない保護費の支給については、直接請求人において何らかの権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められる処分とは認められず、審査請求をすることはできないから、不適法である。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 7. 24	H29. 11. 24	棄却	原処分のうち、保護の変更を伴う処分は、請求人の満年齢が70歳に達したこと及び冬季加算の支給対象月が経過したことを理由として、それぞれ行われたものであり、この取扱いは、保護基準に定める基準生活費を適用して行われたものであるから、この点に違法又は不当な点は認められない。また、原処分のうち、保護の変更を伴わない保護費の支給については、直接請求人において何らかの権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められる処分とは認められず、審査請求をすることはできないから、不適法である。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 7. 24	H29. 11. 24	棄却	原処分のうち、保護の変更を伴う処分は、請求人の満年齢が70歳に達したこと及び冬季加算の支給対象月が経過したことを理由として、それぞれ行われたものであり、この取扱いは、保護基準に定める基準生活費を適用して行われたものであるから、この点に違法又は不当な点は認められない。また、原処分のうち、保護の変更を伴わない保護費の支給については、直接請求人において何らかの権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められる処分とは認められず、審査請求をすることはできないから、不適法である。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 7. 24	H29. 11. 24	棄却	原処分のうち、保護の変更を伴う処分は、請求人の満年齢が70歳に達したこと及び冬季加算の支給対象月が経過したことを理由として、それぞれ行われたものであり、この取扱いは、保護基準に定める基準生活費を適用して行われたものであるから、この点に違法又は不当な点は認められない。また、原処分のうち、保護の変更を伴わない保護費の支給については、直接請求人において何らかの権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められる処分とは認められず、審査請求をすることはできないから、不適法である。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 7. 27	H30. 3. 6	処分取消	処分庁は改めて請求人から自立更生に係る費用の内容を確認し、これを返還額から控除することにつき真にやむを得ない理由があるかどうかを検討し、その返還額を再決定すべきであるから、これらの手続を行うため、原処分は、その余の点について判断するまでもなく取り消されるべきである。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H29. 8. 4	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 8. 15	H29. 11. 10	棄却	保護開始時に本件布団が全く使用に堪えない状態にあったと認められず、臨時的最低生活費を支給することができる場合に当たらないことから、原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 8. 22	H30. 2. 6	棄却	原処分3について、本件預貯金は保護開始時における家計上の繰越金として配慮を要するものには当たらないから、法第63条によりこれを返還請求した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。また、本件貯金の未申告に対するペナルティーとして保護費が減額されていると主張するが、原処分3に係る保護費は、保護の処理基準に照らして適切に算定されており、請求人の主張を裏付ける事実は認められない。なお本件審査請求のうち、原処分1及び原処分2については審査請求期間を経過してなされ、また、期間を経過したことに正当な理由があるとは認められないから、不適法である。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29. 8. 31	H29. 12. 28	棄却	事実関係に基づき、請求人が本件申請地を生活の本拠地として居住しているものとは認められないとした処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、原処分が違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条返還に対する不服	H29. 4. 17	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H29. 9. 15	H30. 1. 29	棄却	処分庁は事実関係に基づき保護を廃止したものであるが、保護の開始に至る経緯及び処分庁の文書指示に従わない事情に鑑みると、当該文書指示違反をもって保護を廃止することとした処分庁の判断には、特に不合理な点はみられず、原処分が違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 9. 25	H29. 12. 13				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29. 9. 23	H30. 3. 7	棄却	請求人が遡及して受給した企業年金に相当する保護費の全額について返還を求めることとした処分庁の判断には、何ら不合理な点はなく、原処分が違法又は不当な点はない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29. 9. 27	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第27条指示に対する不服	H29. 10. 13	H30. 3. 30	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていなかったことから、審査庁は補正を命じたが、請求人は補正期限までに何らの補正もしなかったことが認められるため、第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29.10.20	H30.2.7	棄却	保護申請時点における解約返戻金に相当する額にあっては、資力がありながら保護を受けていたものとして、当該解約返戻金の額を限度に、保護費の返還を求めるのは、第63条の趣旨及び同条の処理基準に合致したものであると認められ、原処分が違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29.10.24	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29.10.25	H30.1.25				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29.11.1	H30.5.10				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29.11.10	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29.11.10	H30.2.5				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29.11.10	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H29.11.10	H30.2.5				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29.11.17	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に対する不服	H29.11.24	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29.12.6	H30.3.30	棄却	請求人が療養のため外出が著しく困難で、常時在宅せざるを得ない状態であることを裏付ける事実は認められず、冬季加算特別基準を設定できないとした原処分が違法又は不当な点はない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29.12.11	審査中				



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H29.12.12	H30.1.10				取下げ
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29.12.15	H30.3.23	棄却	保護の処理基準や請求人の傷病等の状態に照らし合わせたところ、移送費の給付要件に該当する特段の事情も窺われないことから、請求人の申請を却下とした原処分に違法又は不当な点は認められない。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H29.12.18	H30.3.30	却下	請求人からの審査請求書には、必要的記載事項が記載されていないことから、審査庁は補正を命じたが、請求人は補正期限までに何らの補正もしなかったことが認められるため、第24条第1項の規定により、審理手続を経ないで却下することが相当である。		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H30.1.7	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護停止処分に対する不服	H29.12.25	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条返還に対する不服 生活保護停止処分に対する不服	H30.1.19	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護開始処分に対する不服	H30.1.24	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H30.1.29	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30.2.7	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H30.1.22	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H30.2.9	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H30. 2. 10	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H30. 3. 2	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30. 3. 14	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H30. 3. 26	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還に対する不服	H30. 3. 25	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30. 3. 23	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	自動車使用に関する決定についての不服	H30. 3. 28	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30. 3. 29	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護変更処分に対する不服	H30. 3. 29	審査中				
北海道	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条返還に対する不服	H29. 3. 31	審査中				
北海道	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	農地法第3条の規定に基づく農地所有権移転の不許可処分の取消しを求める。	H29. 3. 3	H29. 10. 17	棄却	処分庁は原処分を的包括正当に行っており、審査請求の主張は理由が無い。		
計	申立て	123件					却下 11件 棄却 39件 処分取消 9件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
山形県	第255条の2第2号	審査請求	知事	予防接種法に基づく医療費・医療手当不支給決定処分の取消し	H29. 2. 16	H29. 12. 7	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、処分に違法又は不当はない。		
計	申立て	1件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
福島県	255条の2第1号	審査請求	厚生労働大臣	第十回特別弔慰金審査時に支給対象者が戦没者に該当しない事から請求を却下	H28. 10. 4	H29. 6. 23	棄却	審査請求には理由が無いとして棄却		
福島県	255条の2第1号	審査請求	厚生労働大臣	第十回特別弔慰金審査時に請求権の有無に係る生計関係の有無について無と判断し請求を却下	H29. 2. 8	H29. 6. 2	処分取消	生計関係有と判断されるので却下処分を取り消すよう裁決書が発行された		
計	申立て	2件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 1件 0件 0件	提訴有り 0件	
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護決定処分	H28. 4. 1	H28. 5. 24	却下	本件審査請求は不適法		
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護開始処分	H28. 4. 13	H28. 12. 26	棄却	本件審査請求には理由がない		
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分	H28. 6. 20	H29. 2. 2	処分取消	本件審査請求には理由がある		
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護決定処分	H28. 8. 23	H30. 1. 9	棄却	審査請求人の主張には理由がない		
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分	H29. 3. 23	H30. 1. 12	処分取消	本件処分は不当である		
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護停止処分	H29. 6. 6	H30. 1. 9	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められず本件審査請求には理由がない		
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分	H29. 7. 3	審査中				
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分	H29. 10. 20	H30. 7. 10	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められず本件審査請求には理由がない		
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護決定処分	H29. 12. 8	審査中				
茨城県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分	H30. 1. 11	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
茨城県	第206条	審査請求	知事	退職手当支給制限処分を取り消すとの裁決を求める。	H29. 9. 6	審査中				
計	申立て	11件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 4件 2件 0件 0件	提訴有り 0件	
栃木県	第255条の2第1号	審査請求	厚生労働大臣	精神保健福祉法第27条による移送に対する不服申し立て	H29. 11. 20	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護停止決定処分の取消し	H29. 3. 29	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取消し	H29. 5. 15	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護変更決定処分の変更	H29. 7. 20	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取消し	H29. 9. 1	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護申請却下決定処分の取消し	H29. 9. 14	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条決定処分の取消し	H29. 10. 4	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護申請却下決定処分の取消し	H29. 10. 10	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護申請却下決定処分の取消し	H29. 12. 6	審査中				
栃木県	第255条の2第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取消し	H30. 3. 2	審査中				
計	申立て	10件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 0件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
群馬県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	農業委員会によりなされた所有権移転不許可処分について、不許可指令書に記載された理由のいずれにも該当しないため、その取消しを求めるもの。	H29. 9. 12	H30. 1. 16				取下げ
計	申立て	1件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
埼玉県	第127条第3項	審査申立	知事	議員資格に関する市議会の処分の取消しを求める。	H28. 9. 21	H28. 12. 15	処分取消	市議会の処分の根拠が不十分であるため。		
埼玉県	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H28. 9. 16	審査中				懲戒免職処分についても審査請求中
埼玉県	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H29. 6. 14	審査中				懲戒免職処分についても審査請求中
埼玉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条による費用徴収決定処分に対する不服申立て	H30. 1. 31	審査中				
計	申立て	4件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	生活保護法第78条の規定による徴収決定の取消しを求める	H28. 12. 21	H30. 1. 9	棄却	決定に違法又は不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当の消滅処分の取消しを求める	H29. 1. 24	H29. 7. 25	却下	対象となる処分が存在しない		
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当特例給付支給事由消滅処分の取消しを求める	H29. 9. 19	H29. 10. 31				取下げ
千葉県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消しを求める	H29. 12. 28	H30. 2. 5				取下げ
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	心身障害者扶養年金制度に係る加入不承認処分の取り消し	H28. 12. 27	H29. 9. 14	棄却	審査請求人の主張には理由が無く、違法・不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H28. 7. 3	H28. 11. 18	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H28. 7. 10	H29. 2. 14	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H28. 7. 4	H28. 12. 28	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	精神保健福祉手帳に係る障害等級決定処分の取消	H28. 10. 4	H29. 3. 30	棄却	処分には違法又は不当はない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H28. 10. 13	H29. 1. 21				取下げ
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H28. 11. 21	H29. 7. 21	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H28. 12. 12	H29. 6. 8	却下	処分は既に処分庁により取り消されたため本件審査請求はこれを維持する法律上の利益が失われ、不適法であるから却下する。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H29. 1. 7	H29. 9. 13	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H29. 1. 10	H29. 12. 4	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定処分の再認定	H29. 1. 14	H29. 6. 21	却下	処分は既に処分庁により取り消されたため本件審査請求はこれを維持する法律上の利益が失われ、不適法であるから却下する。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H28. 9. 6	H29. 1. 24				取下げ
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H28. 9. 16	H29. 2. 14	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H28. 7. 4	H29. 3. 3	棄却	平成28年1月～平成28年5月分の特別児童扶養手当支給停止処分の取り消しを求める審査請求については理由があるため、取り消し。その他の審査請求には理由がなく、違法・不当な点は認められないから棄却。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H28. 11. 8	H29. 5. 2	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H28. 9. 27	H29. 5. 9	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H28. 10. 18	H29. 5. 22	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H28. 12. 26	H29. 8. 30	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H29. 5. 13	H30. 1. 25	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、違法・不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H29. 2. 28	H30. 4. 9	棄却	審査請求人の主張には理由が無く、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H29. 7. 10	H30. 5. 23	棄却	審査請求人の主張には理由が無く、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の取り消し	H29. 9. 27	H30. 5. 23	棄却	審査請求人の主張には理由が無く、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H29. 2. 28	H30. 3. 28	棄却	審査請求人の主張には理由が無く、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分の取り消し	H29. 12. 26	未裁決				審査手続終結済みだが裁決はまだ出ていない。
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	特別児童扶養手当支給停止処分の取り消し	H29. 1. 26	H30. 6. 8	棄却			
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	身体障害者手帳返還命令処分の取消し	H28. 4. 24	H29. 2. 8	処分取消	県の手順誤りによる		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	身体障害者手帳再認定に係る処分の取消し	H29. 4. 4	H29. 9. 11	処分取消	障害の程度に誤りがあり、違法または不当である		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	身体障害者手帳再認定に係る処分の取消し	H29. 5. 31	H29. 12. 18	却下	対象となる処分が存在しない		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	身体障害者手帳再認定に係る処分の取消し	H29. 11. 17	審査中				



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	身体障害者手帳程度変更に係る処分の取消し	H29. 12. 26	審査中				
計	申立て	34件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	4件 21件 2件 0件 0件	提訴有り 0件	
東京都	第206条	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	H29. 4. 19	審査中				
東京都	第244条の4	審査請求	知事	都営住宅入居資格審査結果通知に対する不服	H29. 5. 16	H29. 7. 12	却下	処分取消しにより法律上の利益なし		
東京都	第243条の2	審査請求	知事	賠償命令に対する不服	H29. 6. 30	H30. 3. 13	棄却	請求人の主張に理由がない、その他違法・不当な点はない。		
東京都	第229条	審査請求	知事	運転免許手数料徴収処分に対する不服	H29. 7. 10	審査中				
東京都	第229条	審査請求	知事	下水道料金納入通知に対する不服	H29. 10. 27	H30. 7. 2	棄却	請求人の主張に理由がない、その他違法・不当な点はない。		
東京都	第231条の3	審査請求	知事	督促処分に対する不服	H29. 7. 10	審査中				
東京都	第229条	審査請求	知事	下水道料金納入通知に対する不服	H29. 11. 27	H30. 7. 2	棄却	請求人の主張に理由がない、その他違法・不当な点はない。		
東京都	第206条	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	H30. 3. 5	審査中				
計	申立て	8件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 3件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
神奈川県	238条の7第1項	審査請求	知事	鎌倉市長が審査請求人に対して行った行政財産（建物）の目的外使用に係る不許可処分の取消を求めるもの。	H28. 3. 4 H28. 4. 15 (併合)	H28. 10. 12	却下	訴えの利益を失っており、不適法なものとして却下を免れない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
神奈川県	118条5項	審査申立て	知事	葉山町議会が申立人に対して平成28年4月7日付けで行った議員資格を有しない(失職)とする決定の取消を求めるもの。	H28. 4. 19	H28. 7. 15	処分取消	本決定は、法の規定及びその解釈を誤ってなされた違法な決定である。		
神奈川県	255条の3第2項	審査請求	知事	厚木市長が審査請求人に対して行った厚木市客引き行為等防止条例に基づく過料処分の取消を求めるもの。	H28. 6. 6	H28. 12. 22	棄却	処分の取消しを求める部分については理由がなく、その余の部分は不適法である。		
神奈川県	地方自治法第二百五十五条の二	審査請求	知事(不作為に係る審査請求は、相模原市長が申立先)	相模原市長から交付された個人番号カードについて、請求人の住所、氏名、生年月日の文字が薄く、身分証明書としての使用に支障があるため、同カードの交付を違法・不当な処分であるとして、その取消しと文字の印字濃度が適正な同カードの交付を求めたもの。	H28. 10. 11	H29. 7. 4	却下	個人番号カードの交付行為自体は、「直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する」ものとはいえ、行政不服審査法第1条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には該当しない。 よって、本件審査請求は、審査請求の対象たる処分性を欠いており、同法第45条第1項の規定により不適法であるから、却下する。		
神奈川県	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H29. 2. 7	H29. 10. 20	棄却	本件処分は適法かつ妥当なものであり請求人の主張には理由がないものと認められる		
神奈川県	第206条第6項	再審査請求	知事	市教育委員会が行った退職手当返納命令処分の取り消し	H29. 12. 27	未裁決				該当条項は旧地方自治法によるもの。
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H28. 9. 16	H29. 10. 31	棄却	処分は違法又は不当ではない。		
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H28. 11. 17					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H28. 12. 10					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 1. 14					回付

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H29. 1. 16	H29. 12. 26	棄却	処分は違法又は不当ではない。		
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 1. 29					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 3. 4					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 4. 2					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 5. 5					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 5. 11					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 7. 16					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 8. 26					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 9. 23					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H29. 9. 27	審査中				
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H29. 9. 27	審査中				
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 11. 2					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条の2に基づく徴収金徴収決定処分の取り消し	H29. 11. 26					回付
神奈川県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条費用徴収決定処分の取り消し	H30. 2. 21	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
神奈川県	第255条の2第1項第1号	審査請求	厚生労働大臣	被爆者援護法に基づく医療特別手当支給に対する失権処分の取消し	H28. 9. 6	H30. 7. 11	棄却		処分庁が審査請求人は被爆者援護法第24条に該当しないとして行った処分に違法又は不当な点はない。	
計	申立て	25件					却下	2件		提訴有り 0件
							棄却	5件		
							処分取消	1件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
新潟県	第206条	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H28. 4. 12	審査中				
新潟県	第255条の2第2号	審査請求	知事	農地法第3条による許可申請に対する不許可処分の取消し	H28. 11. 25	H29. 12. 22	棄却		審査請求人の主張に理由がなく、処分に違法・不当な点はない。	
計	申立て	2件					却下	0件		提訴有り 0件
							棄却	1件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
富山県	255条の2	審査請求	知事	特別障害者手当の受給資格についての認定の請求に対する却下処分の取消し	H28. 9. 1	H28. 12. 16	却下		審査請求人の主張内容は、特別障害者手当の仕組みに関するものであって、審査庁の権限に属さない事項であり、不適法なものである。	
富山県	255条の2	審査請求	知事	特別児童扶養手当受給資格喪失処分の取消し	H29. 2. 13	H29. 4. 7	却下		審査請求人の主張内容は、特別扶養手当の仕組みに関するものであって、審査庁の権限に属さない事項であり、不適法なものである。	
富山県	255条の2	審査請求	知事	生活保護停止処分及び生活保護廃止処分の取消し	H29. 4. 3	H29. 8. 16	処分取消		本件処分に係る生活保護決定通知書に記載された理由は、法が要求する理由提示として十分でなく、審査請求には理由がある。	
計	申立て	3件					却下	2件		提訴有り 0件
							棄却	0件		
							処分取消	1件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
石川県	法第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請に係る不作為に対する不服	H28. 5. 9	H28. 7. 7	変更命令	申請に対しする処分が遅延していることに正当な理由がなく不作為と認められることから、速やかに処分を行うこと。		
石川県	法第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下処分に対する不服	H28. 8. 26	H28. 12. 26	棄却	本件処分に違法・不当な点が認められないことから、請求を棄却する。		
石川県	法第255条の2	審査請求	知事	生活保護廃止決定処分に対する不服	H29. 3. 28	H29. 6. 5	処分取消	請求人の主張に理由があることから、処分を取り消す。		
計	申立て	3件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 1件 0件 1件	提訴有り 0件	
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第78条に基づく徴収決定処分の取消し	H28. 4. 10	H28. 6. 10	却下	審査権限のある審査庁への請求ではなく、不適法である。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	H28. 4. 5	H28. 9. 2	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分の取消し	H28. 5. 12	H28. 11. 25	処分取消	費用返還決定額の算出に誤りがある。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定処分の取消し	H28. 9. 12	H29. 7. 7	却下	行政不服審査会からの確認に対し、現在不服がない旨の回答があった。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	転居費用の支出認定に係る処分の取消し	H28. 11. 21	H29. 4. 19	却下	行政処分ではない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分の取消し	H28. 11. 24	H29. 2. 20				取下げ
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護廃止決定処分の取消し	H28. 12. 2	H29. 3. 21	却下	審査請求に利益がない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	督促状の送付についての不服	H29. 1. 13	H29. 3. 21	却下	行政処分ではない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定処分の取消し	H29. 2. 13	H29. 8. 2	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	H29. 4. 5	H29. 8. 2	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	H29. 6. 5	H30. 3. 2	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分の取消し	H29. 6. 12	H30. 3. 27	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	病院移送費の支出認定に係る処分の取消し	H29. 6. 12	H30. 3. 28	却下	審査請求期間徒過による。行政処分ではない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分の取消し	H29. 7. 6	H30. 3. 30	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	H29. 8. 1	H30. 1. 4	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	H29. 8. 24	H29. 11. 8	却下	審査請求に利益がない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分の取消し	H29. 11. 15	H30. 6. 20	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護停止決定処分及び生活保護廃止決定処分の取消し	H29. 11. 30	H30. 3. 5	却下	審査請求に利益がない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取消し	H30. 1. 22	H30. 4. 11	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	255条の2第1項第2号	審査請求	知事	不服申立てに対する処分庁の棄却裁決の取消し	H30. 2. 19	H30. 3. 30	却下	行政処分ではない。		
静岡県	第255条の2第2号	審査請求	知事	農地法第3条の不許可処分の取消し(磐田市農業委員会処分)	H28. 11. 18	H29. 6. 9	棄却	請求を認めるには農地法で定める許可要件を満たしていない。		
静岡県	第255条の2第2号	審査請求	知事	農地法第18条の不許可処分の取消し(静岡市農業委員会処分)	H28. 10. 31	H30. 1. 19	棄却	請求趣旨には理解できる部分は認められるが、農地法の要件を十分満たすまでの判断はできない。		
計	申立て	22件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	9件 11件 1件 0件 0件	提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
三重県	第206条	異議申立て	知事	一般の退職手当等の全部を支給しない処分の取消し	H28. 4. 18	H28. 12. 27	棄却		本件不支給処分に裁量権の逸脱又は濫用はなく、異議申立人の主張にはいずれも理由がない。	
計	申立て	1件					却下	0件		
							棄却	1件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
滋賀県	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H28. 5. 27	H29. 7. 21	棄却		本件処分は裁量の範囲内のものであり、裁量権の逸脱・濫用はなく、本件審査請求には理由がない。	
滋賀県	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H28. 12. 5	H30. 3. 27	棄却		本件処分は適法かつ相当であり、本件審査請求には理由がない。	
滋賀県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分の取消し	H30. 1. 24	H30. 5. 2				取下げ
滋賀県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	予防接種法に基づく給付の不支給決定処分の取消し	H30. 2. 7	未裁決				
計	申立て	4件					却下	0件		
							棄却	2件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
京都府	255条の2	審査請求	知事	処分庁による予防接種法に基づく医療費等の不支給決定処分の取消し	H28. 7. 27	H30. 4. 17	棄却		処分庁の行った不支給決定処分に取り消すべき違法性及び不当性が認められず、審査請求人の主張には理由がない。	処分庁は京都市
計	申立て	1件					却下	0件		
							棄却	1件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分に納得できない	H28. 7. 7	H29. 9. 21	棄却		処分に違法不当な点はない	
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分に納得できない	H28. 11. 2	審査中				
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当認定請求却下処分に納得できない	H29. 4. 4	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当額改定処分に納得できない	H29. 5. 1	審査中				
大阪府	127条	審査申立	知事	町議会議員であった申立人は、河南町議会が、申立人を被選挙権を有しない者であるとした失職処分に対し、その処分を不服として、知事に対し審査の申し立てを行ったものである。	H29. 6. 16	H29. 10. 6	処分取消	申立人は、河南町の居宅を生活の本拠としており、同町の区域内に住所を有しており、被選挙権を有しない者には該当しない。		
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当額改定処分に納得できない	H29. 8. 10	H30. 3. 19	棄却	処分に違法不当な点はない		
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当認定請求却下処分に納得できない	H29. 8. 29	審査中				
大阪府	244条の4	再審査請求	知事	申立人は、大阪府が、市立体育館において音楽ライブを開催することを認めた処分に対し、その処分を不服として、大阪市長に審査請求を行ったが、これが認められなかったため、知事に対し再審査請求を行ったものである。	H29. 11. 15	H30. 5. 15	棄却	大阪府が行った原裁決に違法性が無いため棄却		
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当資格喪失処分に納得できない	H30. 1. 15	審査中				
大阪府	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分に納得できない	H30. 1. 16	審査中				
計	申立て	10件					却下 0件 棄却 3件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
兵庫県	第127条第4項において準用する第118条第5項	審査の申立て	知事	申立人について選挙前3ヶ月間において市内に生活の本拠がなく被選挙権を有しないとした市議会の決定は誤っている。	H29. 5. 30	H29. 8. 10	処分取消	申立人の住所は市内にあったと認められることから、申立人が市内に住所を有しないことを理由として、議員資格を有しない決定は取り消されるべき。		
計	申立て	1件					却下 0件 棄却 0件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
奈良県	第255条の2第1項第1号	審査請求	知事	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に基づく指定難病特定医療費支給不認定処分の取り消し	H28.11.14	H29.4.24	棄却		本件処分に違法不当の点がなく、審査請求に理由がない。	
奈良県	第255条の2第1項第1号	審査請求	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定に基づく措置入院処分の取消し	H28.4.4	H29.9.6	棄却		審査請求人に不服申立てをする法律上の利益がなく、不服申立適格を欠き不適法。	
奈良県	第255条の2第1項第1号	審査請求	厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定に基づく措置入院処分の取消し	H29.12.5	審査中				
計	申立て	3件					却下	0件		提訴有り 0件
							棄却	2件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
和歌山県	第206条第1項	退職手当支給制限処分に対する審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H30.2.7	審査中				
和歌山県	第206条第2項	退職手当支給制限処分に対する審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H28.9.5	H29.11.7				取下げ
計	申立て	2件					却下	0件		提訴有り 0件
							棄却	0件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
岡山県	第255条の2第1項第2号	審査請求	知事	営農型発電設備の設置を目的として、農地法第3条第1項の規定に基づき行った農地の地上権設定の許可申請に対し、岡山市第二農業委員会が行った不許可処分を取り消すよう求めたもの	H29.5.31	H29.9.27	棄却		営農型太陽光発電施設の設置に係る農地法第3条第1項の許可については、国の通知の定めるところにより、同法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可がされない場合には行わないこととされており、本件においては、岡山市第二農業委員会が農地転用の不許可処分を行っていることから、本件処分に違法又は不当な点はない。	
計	申立て	1件					却下	0件		提訴有り 0件
							棄却	1件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
広島県	255条の2	審査請求	知事	潜水器漁業許可に附された夜間操業禁止の制限又は条件を取消せ。	H28. 10. 12	H29. 8. 30	棄却	漁業調整の観点から、処分には相応の理由がある。		
広島県	255条の2	審査請求	知事	潜水器漁業許可に附された夜間操業禁止の制限又は条件を取消せ。	H29. 9. 29	審査中				(H30. 7. 26行政不服審査会答申、未採決)
広島県	法255条の2	審査請求	広島県	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	H28. 4. 18	未裁決				
広島県	法255条の2	審査請求	広島県	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	H28. 5. 14	未裁決				
広島県	法255条の2	審査請求	広島県	被爆者健康手帳申請事項訂正願に係る却下処分の取消	H28. 12. 22	H29. 10. 17				取下げ
広島県	法255条の2	審査請求	広島県	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	H29. 1. 5	審査中				審理員意見書の提出待ち →提出後、諮問審査予定
広島県	法255条の2	審査請求	広島県	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	H29. 12. 8	審査中				審理員意見書の提出待ち →提出後、諮問審査予定
広島県	法第255条の2	審査請求	広島県	原爆健康管理手当認定申請却下処分の取消	H28. 6. 4	H29. 11. 9	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護法第24条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	法第255条の2	審査請求	広島県	原爆医療特別手当失権処分の取消	H28. 10. 31	H30. 2. 26	棄却	処分庁が審査請求人は被爆者援護法第24条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	法第255条の2	審査請求	広島県	原爆医療特別手当失権処分の取消	H28. 9. 5	H29. 1. 10				取下げ
計	申立て	10件					却下	0件		
							棄却	3件	提訴有り	0件
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
香川県	第255条の2	再審査請求	知事	生活保護法第78条に基づく徴収金の履行延期承認決定処分の取消	H28. 5. 2	H29. 10. 24	棄却		処分庁が本件処分を行ったことについて違法・不当はない。	
香川県	第255条の2	再審査請求	知事	生活保護法第78条に基づく費用徴収決定処分の取消	H29. 12. 19	審査中				
香川県	第255条の2第2号	審査請求	知事	児童扶養手当資格喪失通知書による処分等取消	H29. 1. 6	H30. 2. 26	棄却		処分に違法又は不当な点が認められない。	
香川県	第255条の2第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消	H30. 1. 12	審査中				
計	申立て	4件					却下	0件		
							棄却	2件	提訴有り	0件
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
福岡県	第206条第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消	H28. 9. 2	H29. 2. 17	棄却		本件処分に違法又は不当な点は認められない	
福岡県	第206条第3項(H26改正前法)	審査請求	知事	〃	H29. 3. 7	H30. 7. 11	棄却		本件処分に違法又は不当な点は認められない	
福岡県	第206条第3項(H26改正前法)	審査請求	知事	〃	H29. 6. 8	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	一時保護処分の取消	H28. 5. 19	H28. 9. 7	却下		審査請求人が本件処分の取消しを求める法律上の利益は失われたため。	
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	特別児童扶養手当認定処分の訂正	H28. 6. 16	H28. 6. 25				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	措置停止処分の取消	H28. 9. 6	H28. 11. 11	却下		審査請求人が本件処分の取消しを求める法律上の利益は失われたため。	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	措置変更処分の取消	H28. 9. 6	H29. 9. 7	棄却	原処分は適法かつ正当なもの。		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	個人情報不開示決定処分の取り消し	H28. 10. 28	H29. 7. 13	処分取消	公開請求に係る一部情報については開示。		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当資格消滅処分の取消	H28. 11. 10	H29. 12. 1	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当支給決定処分の取消	H28. 11. 16	H29. 9. 4	却下	本件審査請求は、不適法		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	特別児童扶養手当支給停止処分の取消	H28. 11. 21	H29. 8. 28	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	措置停止処分の取消	H28. 11. 24	H29. 1. 10	却下	審査請求人が本件処分の取消しを求める法律上の利益は失われたため。		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	措置解除処分の取消	H28. 11. 24	H29. 10. 19	棄却	原処分は適法かつ正当なもの。		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消	H28. 12. 1	H29. 2. 15				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当資格消滅処分の取消	H28. 12. 13	H29. 10. 13	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消	H28. 12. 20	H29. 3. 10	却下	本件審査請求は、不適法		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	特別児童扶養手当支給停止処分の取消	H29. 1. 9	H29. 10. 18	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当支給決定処分の取消	H29. 1. 31	H29. 10. 18	却下	本件審査請求は、不適法		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当資格消滅処分の取消	H29. 2. 6	H29. 2. 13				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消	H29. 2. 20	H30. 1. 4	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	個人情報不開示決定処分の取り消し	H29. 3. 1	H29. 12. 12	棄却	原処分は適法かつ正当なもの。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童福祉司指導処分の取消	H29. 3. 3	H29. 11. 27	棄却	原処分は適法かつ正当なもの。		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童福祉司指導処分の取消	H29. 3. 3	H29. 11. 27	棄却	原処分は適法かつ正当なもの。		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当資格消滅処分の取消	H29. 3. 22	H30. 3. 30	棄却	原処分に違法な点なし		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童福祉司指導処分の取消	H29. 5. 17	H29. 11. 27	却下	審査請求人が本件処分の取消しを求める法律上の利益は失われたため。		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消	H29. 8. 9	H29. 9. 21				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分に対する不服	H28. 4. 6	H28. 8. 8	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H28. 4. 19	H29. 6. 1	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 4. 9	H29. 7. 25	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	申請拒否処分に対する不服	H28. 4. 23	H28. 7. 20	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 4. 28	H29. 12. 13	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護停止処分に対する不服	H28. 4. 30	H28. 12. 2	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 5. 12	H29. 2. 23	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H28. 5. 20	H29. 5. 30	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 5. 29	H29. 10. 27	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	一時扶助の申請拒否に対する不服	H28. 6. 1	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	78条費用徴収決定処分に対する不服 (再審査請求)	H28. 5. 31	H28. 12. 22	処分取消	原処分に誤りがある		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	法63条費用返還決定処分に対する不服	H28. 6. 6	H29. 4. 18	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 6. 3	H28. 12. 19	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	一時扶助の申請拒否に対する不服	H28. 6. 8	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分に対する不服	H28. 7. 6	H29. 2. 6	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分及び63条費用返還決定処分に対する不服	H28. 7. 7	H29. 2. 6	処分取消	原処分は違法又は不当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	78条費用徴収決定処分に対する不服	H28. 7. 10	H29. 10. 18	処分取消	原処分は合理的なものでない		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 7. 22	H29. 4. 18	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	一時扶助の申請拒否に対する不服	H28. 8. 31	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 9. 26	H29. 9. 15	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分に対する不服	H28. 10. 7	H28. 12. 19	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 10. 7	H29. 1. 26				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H28. 10. 12	H29. 2. 6	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	乗用車の廃車処分決定に対する不服	H28. 9. 26	H28. 11. 14				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H28. 10. 31	H29. 3. 22	却下	審査請求は不適法なもの		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H28. 8. 22	H29. 4. 18	処分取消	原処分は違法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H28. 11. 11	H29. 7. 10	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	処分不明	H28. 11. 21	H29. 2. 9				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始決定処分に対する不服	H29. 1. 31	H30. 6. 1	処分取消	原処分は違法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 2. 6	H30. 1. 12	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 2. 7	H29. 3. 3				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 3. 3	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 3. 9	H29. 7. 21	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 3. 15	H29. 6. 9	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	78条費用徴収決定処分に対する不服	H29. 3. 15	H29. 12. 26	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分に対する不服	H29. 3. 25	H30. 5. 1	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 3. 24	H29. 9. 15	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 4. 4	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 4. 16	H29. 10. 30	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	医療移送費申請却下処分に対する不服	H29. 4. 18	H30. 1. 11	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 4. 29	H29. 5. 17				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	住宅扶助申請却下処分に対する不服	H29. 5. 18	H30. 5. 7	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H29. 8. 3	H30. 4. 19	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H29. 6. 13	H30. 6. 21	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始決定処分に対する不服	H29. 6. 22	H30. 3. 20				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 8. 9	H29. 11. 24	却下	審査請求は不適法なもの		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H29. 8. 30	H29. 12. 15				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分に対する不服	H29. 9. 11	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 10. 12	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H29. 10. 18	H30. 3. 29	処分取消	原処分は合理的なものでない		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	医療移送費申請却下処分に対する不服	H29. 10. 20	H29. 12. 28				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分に対する不服	H29. 11. 1	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護停止決定処分に対する不服	H29. 11. 7	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護停止決定処分に対する不服	H29. 12. 28	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H30. 3. 2	審査中				



都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H30. 3. 9	審査中				
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対する不服	H30. 3. 19	H30. 3. 29				取下げ
福岡県	第255条の2	審査請求	知事	63条費用返還決定処分に対する不服	H29. 9. 23	H30. 3. 29	却下	審査請求は不適法なもの		
計	申立て	84件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	18件 33件 7件 0件 0件	提訴有り 0件	
長崎県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取り消し	H29. 8. 18	審査中				
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護現業員の対応等について不服がある。	H28. 7. 15	H30. 3. 28	却下	具体的な処分がないため上級官庁にあたらぬ		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法に基づく保護申請却下処分の取消し	H28. 11. 29	H29. 2. 28	却下	処分庁により本件処分は取り消されており審査請求をすることによる法律上の利益を欠くため		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還処分の取消し	H28. 12. 21	審査中				
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還処分の取消し	H29. 1. 26	H29. 3. 15	却下	処分庁により本件処分は取り消されており審査請求をすることによる法律上の利益を欠くため		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法第78条に基づく費用徴収処分の取消し	H29. 2. 23	H30. 4. 16	却下	処分庁により本件処分は取り消されており審査請求をすることによる法律上の利益を欠くため		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法に基づく保護申請却下処分の取消し	H29. 3. 7	H30. 4. 2	却下	補正期限を過ぎても補正の求めに応じず、審査請求は不適法		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還処分の取消し	H29. 3. 13	H29. 5. 22	却下	補正期限を過ぎても補正の求めに応じず、審査請求は不適法		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還処分の取消し	H29. 7. 26	H30. 3. 30	却下	審査請求の申し立てが処分を知った日から3か月を経過しており審査請求機関を経過しているため不適法		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還処分の取消し	H29. 7. 26	H30. 3. 28	却下	処分庁により本件処分は取り消されており審査請求をすることによる法律上の利益を欠くため		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法に基づく保護変更決定処分の取消し	H30. 2. 27	H30. 4. 19	却下	補正期限を過ぎても補正の求めに応じず、審査請求は不適法		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	生活保護法に基づく保護申請変更却下処分の取消し	H30. 3. 26	審査中				
長崎県	255条の2	審査請求	知事	被爆者援護法に基づく医療特別手当の不認定の取消し	H28. 6. 23	H29. 3. 7	棄却	処分庁の処分について何ら違法又は不当な点はなく、審査請求には理由がない。		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し	H28. 10. 7	H29. 11. 14	処分取消	処分庁の処分について、申請書類の検証が不十分であり、処分は不当		
長崎県	255条の2	審査請求	知事	被爆者援護法に基づく医療特別手当の不認定の取消し	H29. 6. 28	審査中				
長崎県	第255条の2第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消及び児童手当認定処分の取消	H28. 10. 17	H29. 9. 7	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法・不当な点は認められない。		
長崎県	第206条第2項	審査請求	知事	教育委員会が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分の取消しを求める。	H28. 5. 23	H29. 12. 27	棄却	本件処分は条例等の規定に従い適正に決定されている。	H30. 2. 27出訴係属中	
長崎県	第206条第2項	審査請求	知事	教育委員会が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分の取消しを求める。	H29. 10. 27	審査中				
計	申立て	18件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	9件 3件 1件 0件 0件	提訴有り 1件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
熊本県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当の支給制限処分は違法・不当である。	H28. 5. 6	H30. 2. 2				取下げ
熊本県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当の支給制限処分は違法・不当である。	H28. 12. 9	審理中				
計	申立て	2件					却下	0件		提訴有り 0件
							棄却	0件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
宮崎県	第206条第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	H29. 10. 11	H30. 3. 27	棄却		本件処分は条例等の規定の下、処分庁の裁量権の範囲内において行われたものであり違法又は不当はなく、本件審査請求には理由がない。	
計	申立て	1件					却下	0件		提訴有り 0件
							棄却	1件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
鹿児島県	第255条の2第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消	H28. 10. 19	H29. 3. 31	棄却		原処分に違法な点なし	
計	申立て	1件					却下	0件		提訴有り 0件
							棄却	1件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
沖縄県	第255条の2第1項第1号	審査請求	厚生労働大臣	平成30年1月29日付け、不服申立人へ行われた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条1項の規定に基づく措置入院決定処分に対し、処分取消の裁決を求める。	H30. 2. 7	審査中				
計	申立て	1件					却下	0件		提訴有り 1件
							棄却	0件		
							処分取消	0件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	0件		
合計	申立て	393件					却下	57件		提訴有り 2件
							棄却	140件		
							処分取消	29件		
							行為撤廃	0件		
							変更命令	1件		

② 市町村分

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
北海道	札幌市	第231条の3第1項	審査請求	市長	督促処分の取消しを求める	H30.3.6	審査中				
北海道	函館市	第255条の2	不服申立て	知事	児童扶養手当受給者が事実婚で資格喪失となった年月日について納得がいかない	H28.4.18	H29.3.23	棄却	原処分に違法または不当な点は認められない		
北海道	北広島市	第255条の2	審査請求	知事	生活保護法に基づく費用徴収処分についての審査請求	H29.4.17	審査中				
北海道	石狩市	第255条の2	審査請求	知事	請求人が受領した生命保険金を請求人の収入と認定し、生活保護法第63条による返還処分とする決定に対する不服	H30.1.29	H30.5.10	棄却	処分庁は、原処分を適法かつ正当に行っており、また、本件審査請求における請求人の主張は理由がなく、これを採用することはできないから、北海道行政不服審査会の答申を踏まえ、本件審査請求を棄却する		
北海道	森町	第74条の2第4項	異議申立て	選挙管理委員会	署名の効力に対する有効の決定を取り消し、無効の決定を求める	H29.11.22	H29.11.29	処分取消	申出を正当と認め無効を決定		
北海道	森町	第74条の2第4項	異議申立て	選挙管理委員会	署名の効力に対する有効の決定を取り消し、無効の決定を求める	H29.11.22	H29.11.29	処分取消	申出を正当と認め無効を決定		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	督促手数料を徴収しないのは違法、不当であることから処分の取消しを求める。	H28.5.2	H29.2.7	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	督促手数料を徴収しないのは違法、不当であることから処分の取消しを求める。	H28.5.2	H29.2.7	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	納入通知書の記載内容が違法、不当であることから処分の取消しを求める。	H28.6.27	H29.5.22	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過ぐる条例を根拠とした処分は違法であり、督促状の記載内容が不合法であることから処分は違法若しくは不当であることから処分の取消しを求める。	H28.8.25	H29.7.13	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	納入通知書の記載内容が違法、不当であることから処分の取消しを求める。	H28.8.29	H29.7.13	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過ぐる条例を根拠とした処分は違法であり、督促状の記載内容が不合法であることから処分は違法若しくは不当であることから処分の取消しを求める。	H28.9.27	H29.7.13	棄却	本件審査請求には理由がない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	納入通知書の記載内容が違法、不当であることから処分の取消しを求める。	H28. 9. 28	H29. 7. 13	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であり、督促状の記載内容が不適法であることから処分は違法若しくは不当であることから処分の取消しを求める。	H28. 10. 31	H29. 7. 13	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	納入通知書の記載内容が違法、不当であることから処分の取消しを求める。	H28. 10. 31	H29. 7. 13	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 2. 28	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 2. 28	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 3. 28	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 3. 29	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 4. 27	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 4. 27	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 5. 31	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 6. 1	H30. 1. 25	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 6. 29	H30. 4. 27	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 6. 29	H30. 4. 27	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求める。	H29. 7. 26	H30. 7. 24	棄却	本件審査請求には理由がない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 7. 26	H30. 7. 24	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 8. 28	H30. 7. 24	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 8. 29	H30. 7. 24	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 9. 26	H30. 7. 24	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 9. 26	H30. 7. 24	棄却	本件審査請求には理由がない。		
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 9. 26	審査中				
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 9. 26	審査中				
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 9. 26	審査中				
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 9. 26	審査中				
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 11. 30	審査中				
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 11. 30	審査中				
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 12. 22	審査中				
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 12. 22	審査中				
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 12. 22	審査中				

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	正当性のない条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H29. 12. 22		審査中			
青森県	青森市	第229条第1項	審査請求	市長	現行の下水道使用料は違法・不当であるから、本件処分は違法・不当であり取消しを求め	H29. 12. 25		審査中			
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H30. 1. 4		審査中			
青森県	青森市	第231条の3第5項	審査請求	市長	過る条例を根拠とした処分は違法であることから処分の取消しを求め	H30. 2. 6		審査中			
岩手県	遠野市	法第255条の2第1項第2号	審査請求	市長	行政庁による平成28年度固定資産税納税通知書に係る処分内容は違法であるとするもの	H28. 6. 27	H30. 4. 27	棄却	行政庁の課税処分は課税要件を全て満たしていることから、地方税法の規定に基づき適正に賦課決定されたと認められる。		
宮城県	仙台市	第206条第1項	異議申立て	市長	退職手当全部支給制限処分の見直しを求め	H28. 4. 4		審査中			
宮城県	仙台市	第231条の3第5項	審査請求	市長	心身障害者医療費助成金過払い金の返還に係る督促について、取り消しを求め	H28. 8. 18	H28. 12. 26	却下	当該督促は、地方自治法施行令第171条に基づくものであり処分性がないため、本件審査請求は不適法である。		
宮城県	仙台市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分の取り消し	H29. 3. 3	H29. 12. 28	棄却	請求人の主張に理由はなく、その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。		
宮城県	登米市	231条の3	審査請求	市長	滞納処分に係る差押処分の取消（差押処分を受けた預金の子の学資資金であった旨の不満）	H29. 12. 12	H30. 7. 24	棄却	違法性、不当性のいずれにも該当しない		
秋田県	潟上市	第231条の3第5項	審査請求	市長	市長が公共下水道事業受益者分担金の滞納処分として行った差押処分は無効であるという裁決を求め	H29. 1. 30	H29. 3. 17	却下	本件差押処分に基づく債権の取立手続きが既に終了していることから、本件差押処分の取消しにより回復すべき法律上の利益が存在せず、審査請求の利益が消滅している。		
秋田県	大仙市	第244条の4第1項	審査請求	市長	定員を超えた申込みであったことを理由としてなされた保育施設への入所を保留する決定の取消しと保育所入所の決定を求め	H29. 8. 18	H29. 10. 10	却下	H29. 9. 19に処分庁がH29年10月入所分の利用調整を行った結果、本件審査請求に係る処分を取り消し、本件児童の入所を承諾する決定を行ったことから、本件審査請求は不適法となったことによる。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
山形県	山形市	255条の2	異議申立て	知事	予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項に基づく疾病等の認定に係る審査結果に基づく医療費・医療手当不支給決定処分の取り消し。	H29. 2. 16	H29. 12. 7	棄却	①症状の経過とワクチン接種との因果関係について、審査請求人の主張に理由がない。 ②処分庁は、法令等の規定に基づき適法かつ適正に手続きがなされており、違法又は不当な点は認められない。		
茨城県	取手市	第244条の4第1項・第2項	審査請求	市長	駐車場の使用許可申請に対し応答が遅延したという主張に基づいた不作為の審査請求	H30. 2. 6	H30. 10. 4	却下	相当の期間が経過したとは認められず、さらにその後市長が行った処分により不作為の審査請求の目的が消滅したと解され、不適法である。		
茨城県	取手市	第244条の4第1項・第2項	審査請求	市長	上記H30. 2. 6付け審査請求の裁決がなされないことを不服とした不作為の審査請求	H30. 2. 27	H30. 10. 4	却下	行政不服審査法に基づく裁決に対し審査請求を行うことはできず、不適法である。		
茨城県	取手市	第244条の4第1項・第2項	審査請求	市長	駐車場使用不許可処分を不服として取消しを求めた審査請求	H30. 3. 28	H30. 10. 4	棄却	不許可処分について特段の違法性又は不当性は認められない。		
栃木県	宇都宮市	法第255条の2第1項	審査請求	知事	生活保護法第78条の規定に基づく生活保護費の徴収決定の取消し	H30. 1. 9	H30. 4. 27	却下	審査請求書の記載事項に不備があったことから、相当の期間を定めて補正するよう命じたが、審査請求人が応じず、不適法な審査請求となった。		
栃木県	宇都宮市	法第255条の2第1項	審査請求	知事	生活保護法第78条の規定に基づく生活保護費の徴収決定の取消し	H29. 10. 4	H29. 11. 14	却下	審査請求申立て後に審査対象の処分が取り消されたため審査請求の利益が喪失した。		
栃木県	宇都宮市	法第255条の2第1項	審査請求	知事	生活保護法第78条の規定に基づく生活保護費の徴収決定の取消し	H30. 2. 21	審査中				
埼玉県	川越市	第231条の3	審査請求	市長	支払請求権の差押の取り消しを求める。	H29. 2. 16	H29. 6. 29	却下	差押処分は既に解除されていて回復すべき利益は存在しないため		
埼玉県	川越市	第231条の3	審査請求	市長	預金差押の取り消しを求める。	H29. 8. 11	H29. 12. 6	却下	処分の取り消しにより回復すべき法律上の利益が認められないため		
埼玉県	川越市	第255条の2	審査請求	知事	家賃認定に際し特別基準の適用を認めなかったことを不服としたもの。	H28. 6. 24	H30. 2. 1	処分取消	認めなかった理由の提示が不十分であり不当なものと認められる。		
埼玉県	川越市	第255条の2	審査請求	知事	収入認定の遅延により生じた生活保護法第63条に基づく返還決定処分を不服としたもの。	H28. 8. 16	H30. 2. 1	処分取消	決定に際し資産・収入等の調査や自立更生の検討を欠いており不当である。		



都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
埼玉県	川越市	第255条の2	審査請求	知事	遡及支給期限を超過した通院交通費の支給を求めたもの。	H28. 12. 21	H29. 11. 22	却下	申請があったとは認められず対象となる処分は存在しないため不適法である。		
埼玉県	川越市	第255条の2	審査請求	知事	自立更生費を認めずに行った生活保護法第63条に基づく返還決定処分を不服としたもの。	H29. 6. 23	H29. 11. 17	却下	処分取り消しにより審査請求の利益を欠いているため不適法である。		
埼玉県	川越市	第255条の2	審査請求	知事	賃貸借契約更新料の支給に際し保護の基準限度額において支給したことを不服としたもの。	H29. 12. 29	審査中				
埼玉県	川口市	第206条	審査請求	市長	非違行為の不存在及び手続き上の瑕疵のため退職手当不支給処分（全額）の取り消しを求めたもの。	H29. 2. 14					H30. 7. 31 取下げ
埼玉県	川口市	第206条	審査請求	市長	懲戒免職処分の違法及び裁量権逸脱のため退職手当不支給処分（全額）の取り消しを求めたもの。	H29. 3. 27	審査中				
埼玉県	川口市	第231条の3	審査請求	市長	生活保護法第63条に基づく返還請求の違法のため督促処分の取り消しを求めたもの。	H29. 9. 13	審査中				
埼玉県	春日部市	第231条の3 第3項	審査請求	市長	預金払戻請求権差押処分について	H29. 7. 20	H30. 2. 28	却下	本件処分の取り消しを求めることについては、審査請求の利益は存在しないため、不適法である。		
埼玉県	春日部市	第231条の3 第2項	審査請求	市長	延滞金減免申請否認処分について	H29. 8. 12	H30. 3. 1	棄却	本件処分は、春日部市税条例等施行規則に定めるやむを得ない理由が請求人に存したとは認められず、適法に執行されたもので、違法な点は認められない。		
千葉県	千葉市	第229条第1 項	審査請求	市長	下水道使用料賦課決定処分の取消しを求めたもの	H30. 1. 13					H30. 4. 9 取下げ
千葉県	市川市	第206条第1 項	審査請求	市長	退職手当支給制限処分の取消しを求めたもの。	H29. 8. 25	審査中				
千葉県	成田市	第229条第1 項	審査請求	市長	成田市長が審査請求人に対し行った納税証明書交付手数料の還付請求に応じない旨の処分（手数料の徴収に関する処分）の取消しを求めたもの。	H29. 1. 17	H29. 6. 28	棄却	本件処分は法令の規定に従い適正になされたものであり、本件審査請求は理由がなく、棄却する。		
千葉県	我孫子市	第229条第1 項	審査請求	市長	児童手当申請目的での課税証明書の取得について手数料を減免しないのは違法・不当である。	H28. 6. 6	H28. 12. 28	棄却	本件処分は手数料の減免における裁量権を逸脱・濫用した違法・不当なものとは認められない。		
東京都	武蔵野市	231条の3	審査請求	市長	審査請求人に対して行った滞納処分の取り消し	H28. 11. 11					H28. 11. 2 4 取下げ

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
東京都	武蔵野市	231条の3	審査請求	市長	審査請求人に対して行った滞納処分の取り消し	H28.12.14					H29.4.14 取下げ
東京都	小金井市	第229条	審査請求	市長	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額変更処分の取消しを求める。	H30.1.4	H30.6.29	却下	審査請求期間を徒過して提起されたものであることから、不適法である。		
東京都	東村山市	第244条の4 第1項	審査請求	市長	児童クラブ入会却下決定処分に対する不服	H30.3.1					H30.3.29 取下げ
東京都	多摩市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	国民健康保険税滞納に対する債権と不動産差押財産の金額がバランスを欠いている。	H28.12.19	H29.3.9	却下	第三債務者から全額納付を確認、不動産差押を解除したことにより、本件審査請求は不適法である。		
東京都	墨田区	255条の2	再審査請求	区長	(1)河川占用申請に係る不許可処分 (2)東京都知事による(1)に係る審査請求の裁決	H28.5.19	H29.1.16	棄却	本件処分及び裁決に違法・不当な点は認められない。		
東京都	中野区	第231条の3 第1項	審査請求	区長	生活保護法第78条の規定による徴収金の督促処分について、返還決定額及び返還済額、未返還額に誤りがある。	H28.4.7	H28.10.20	棄却	返還決定額及び未返還額、返還済額に誤りはない。また、当該処分については審査請求期間を徒過している。	H28.10.25出訴 H29.6.28 東京地裁判決 (一部却下、一部棄却) H29.11.8 東京高裁判決 (棄却部分について控訴・棄却)	
東京都	足立区	第231条の3	審査請求	区長	生活保護費の返還の督促の取消しを求める。	H29.3.31	H29.11.10	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はな		
東京都	足立区	第231条の3	審査請求	区長	生活保護費の返還の督促の取消しを求める。	H29.8.7	H30.3.5	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はな		
神奈川県	横浜市	第206条第2 項	審査請求	市長	教育委員会がした退職手当返納命令処分にかかる審査請求。	H28.5.25	H29.11.30	棄却	処分庁の判断と命令は妥当であり、裁量権の逸脱、濫用は認められないため。	神奈川県知事へ再審査請求(審査中)	
神奈川県	横浜市	第244条第4 項	審査請求	市長	市営住宅の世帯収入の算出根拠が誤っているため、市営住宅の入居者資格を有しないとす	H28.6.8	H28.12.28	棄却	公営住宅法施行令等に基づき、適法かつ正当に行われたものであり、審査請求人の主張には理由がない。		
神奈川県	横浜市	第229条	審査請求	市長	下水道使用料減免適用除外処分は、法令等の規定に基づかずに行われた違法な処分であるから、取消しを求め	H28.6.21	H28.12.28	却下	処分庁において本件処分が取り消されているため、審査請求をする法律上の利益を欠いている。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
神奈川県	横浜市	第229条	審査請求	市長	水道メーターの取り違え等の可能性があるため、下水道使用料徴収処分の取消しを求める。	H28.10.4	H29.6.14	棄却	横浜市下水道条例及び漏水調査結果に基づいた結果、本件処分に違法又は不当な点はない。		
神奈川県	横浜市	第206条	審査請求	市長	退職手当全部不支給処分に係る審査基準に不服があるとして、当該処分の全部又は一部の取消しを求める。	H28.11.25	H29.6.15	棄却	審査基準は合理性があり、審査基準に本件事情を当てはめても、違法又は不当な点はない。		
神奈川県	横浜市	第206条	審査請求	市長	審査請求人の行為は、退職手当全部不支給処分の要件に該当しないため、当該処分の全部又は一部の取消しを求める。	H29.1.18	H29.12.28	棄却	審査請求人が行った行為は、当該処分の対象であり、本件処分に違法又は不当な点はない。		
神奈川県	川崎市	第231条第3項	審査請求	市長	下水道使用料の滞納に基づく差押処分の取消しを求めるもの。	H28.10.26	H29.5.11	却下	差押債権の取立てにより本件差押処分も消滅したため。		
神奈川県	川崎市	第229条第4項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分。	H28.11.6	H30.1.18	棄却	審査請求人は、条例の定めるところにより下水道使用料の支払い義務を負っている。		
神奈川県	川崎市	第231条第3項	審査請求	市長	港湾使用料の賦課・督促・滞納処分の取消しを求めるもの。	H29.3.9					H29.10.17 取下げ
神奈川県	川崎市	第229条第4項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分。	H29.10.10					H30.5.7 取下げ
神奈川県	川崎市	第229条第4項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分。	H29.10.10					H29.10.17 取下げ
神奈川県	川崎市	第229条第4項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分。	H29.10.10					H30.5.24 取下げ
神奈川県	川崎市	第229条第4項	審査請求	市長	下水道使用料の請求に関する処分。	H29.12.6					H30.3.5 取下げ
神奈川県	相模原市	第244条第4項	審査請求	市長	市営住宅入居者選考において「落選」となったことを取り消すことを求める。	H29.2.21					H29.3.23 取下げ
神奈川県	鎌倉市	第244条第4項	審査請求	市長	公の施設である子どもの家の入所保留処分を取消し、適法な再処分を求める。	H29.1.31	H29.10.30	棄却	現在は入所しているため、入所保留処分の効果は消滅しており、棄却とする。		
神奈川県	鎌倉市	第238条第7項	審査請求	市長	行政財産（建物）の目的外使用不許可処分について。	H28.6.29					H28.11.22 取下げ
神奈川県	海老名市	第229条	審査請求	市長	保育料決定に関する処分の取消。	H28.6.14					H28.9.8 取下げ
神奈川県	座間市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料の徴収に係る処分の取消しを求める。	H29.4.4	H29.10.3	却下	審査請求期間を経過した後の審査請求のため。		
新潟県	佐渡市	第74条の2第4項	異議申立て	選挙管理委員会	無効とすべき署名簿がある。	H28.12.5	H28.12.20	却下	申出のできる関係人ではないため、却下		
石川県	中能登町	第231条の3	審査請求	町長	固定資産税督促状に係る処分の取り消しを求める。	H29.4.4	H29.9.27	棄却	違法又は不当な点が認められないため。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
岐阜県	岐阜市	第255条の2	審査請求	市長	生活保護に係る医療移送費、賃貸更新料等の支給申請に係る不作為	H30.2.8	審査中				
岐阜県	岐阜市	第255条の2	審査請求	市長	生活保護申請の不受理	H30.3.5	審査中				
岐阜県	岐阜市	第255条の2	審査請求	市長	生活保護申請の取下げ無効	H30.3.30	審査中				
岐阜県	瑞穂市	229条	審査請求	市長	自転車駐輪場駐車料金減免による過誤支払分の返金要求	H30.3.10	審査中				
静岡県	浜松市	第229条	審査請求	市長	夜間救急室使用料の徴収処分取り消しを求める。	H29.8.15					H30.1.4 取下げ
愛知県	名古屋市	第238条の7	審査請求	市長	行政財産の使用許可（不許可）処分の取消しを求める。	H29.5.19	H30.3.28	棄却	処分に違法性又は不当な点は認められない。		申立て後に併合され、まとめて1件の棄却裁決が行われた。
愛知県	名古屋市	第238条の7	審査請求	市長	行政財産の使用許可処分及び使用不許可処分の取消しを求める。	H29.7.28	H30.3.28	棄却	処分に違法性又は不当な点は認められない。		申立て後に併合され、まとめて1件の棄却裁決が行われた。
愛知県	名古屋市	第238条の7	審査請求	市長	行政財産の使用許可処分及び使用不許可処分の取消しを求める。	H29.10.26	審査中				
愛知県	春日井市	第244条の4第1項	審査請求	市長	子どもの家利用許可に係る選考過程に違法がある。	H29.3.4	H29.7.25	棄却	子どもの家利用許可に係る選考は、条例、規則及び許可基準に基づき適正に行われており、審査請求人の主張は理由がない。		
愛知県	常滑市	231条の3	審査請求	市長	妻に対する国民健康保険税の滞納に係る差押処分の取消しを求める。	H28.12.8	H29.1.26	却下	差押債権の取立の完了により、審査請求人において、審査請求を行う「法律上の利益」が失われた。		
愛知県	大府市	第231条の3	審査請求	市長	滞納処分の取消し	H28.12.6	H29.3.9	却下	訴えの利益を欠く		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
愛知県	愛西市	第229条	審査請求	市長	排水区域及び受益者分担金の決定方法について疑問があり、賦課された受益者分担金が高すぎるため、個人の専用住宅の土地と同じ、上限額25万円とする適用を求める。	H29.10.30	H30.5.16	棄却	受益者分担金の額については、条例に基づき、1平方メートル当たりの負担額に公簿地積を乗じて得た額により算出されており、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はない。また、本件土地は、製造販売等を行う株式会社であることから、審査請求人が主張する「個人の専用住宅」の上限額を適用することはできないとした処分庁の判断に誤りは認められない。		
三重県	四日市市	第255条の2	審査請求	市長	農地法第5条第1項の規定による許可申請の不許可処分を取り消しを求める。	H29.12.25	審査中				
三重県	四日市市	第255条の2第2号	審査請求	市長	生活保護法第78条に基づく返還に対する不服	H28.5.9					H28.6.22 取下げ
三重県	桑名市	231条3	審査請求	市長	議員報酬支払請求権差押処分に対する執行停止	H30.3.26	H30.5.15	却下	審査請求不適法 行政不服審査法第45条の1		
滋賀県	大津市	法238条の7	審査請求	市長	行政財産の使用不許可処分	H29.6.23	H30.3.14	棄却	不許可処分について違法又は不当な点はなく、審査請求には理由がない。		
滋賀県	彦根市	第229条	審査請求	市長	処分庁(彦根市長)が行った公共下水道使用料の賦課処分について、当該処分の取消しおよび公共下水道排水量を変更するとの裁決を求める。	H30.1.9	H30.9.28	棄却	本件処分は、条例の規定に基づき適正になされたものであり、法の規定およびその解釈に照らし合わせても、何ら違法または不当な点は存在しない。		
京都府	久御山町	第244条の4	審査請求	町長	保育所利用不承諾に係る申立て	H28.11.22	H29.2.8	棄却	保育所入所判定については適正な審査に基づいている。		
京都府	久御山町	第244条の4	審査請求	町長	上記の処分に対する取り消しを求める申立て	H29.6.20	H30.2.8	棄却	本件処分に違法又は不当な点は認められない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
大阪府	大阪市	①行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）による改正前の地方自治法第244条の4第3項 ②現行地方自治法第244条の4第1項	審査請求	市長	①大阪市中央体育館の施設の使用許可処分を取り消す裁決及び②将来における同様の処分を禁止等する裁決を求める。	H28. 11. 15	H29. 10. 20	却下	①について審査請求期間を徒過しており、②について未だ存在しない処分について禁止等を求める旨の審査請求は認められないため	H29. 11. 15再審査請求（H30. 5. 15裁決の取消しを求める部分については棄却、その他の部分については却下） H30. 3. 2 出訴	
大阪府	豊中市	第231条の3第1項	審査請求	市長	地方自治法第231条の3第1項に基づく本件督促処分は同条に違反するため取り消されるべきである。	H29. 9. 13	H30. 3. 7	棄却	本件督促処分については適法かつ適正に行われた処分であることから、当該処分の違法を争う部分については、棄却する。		
大阪府	茨木市	第231条の3第1項	審査請求	大阪府介護保険審査会	茨木市長が審査請求人に対して行った、介護給付費に係る返還金の納入通知処分及び督促処分に対して、取消しを求める。	H29. 8. 31	H30. 12. 20	処分取消	理由付記が不十分なため		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	保育所における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H28. 11. 29	H29. 7. 26	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	保育所における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H28. 11. 29	H29. 7. 26	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	保育所における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H28. 11. 29					H29. 1. 19 取下げ
大阪府	松原市	第244条の4第1項	審査請求	市長	保育所の利用不許可決定処分の取消し	H29. 6. 21					H29. 6. 26 取下げ
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		







都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	処分の取消しを求める利益がないため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	処分の取消しを求める利益がないため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	処分の取消しを求める利益がないため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	処分の取消しを求める利益がないため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	処分の取消しを求める利益がないため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	処分の取消しを求める利益がないため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	原処分が取り消されたため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	幼稚園における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 6. 22	H30. 1. 22	却下	審査庁の補正命令に応じなかったため却下		
大阪府	松原市	第229条第1項	審査請求	市長	保育所における利用者負担額の変更決定処分の取消し	H29. 11. 30	H30. 7. 5	棄却	処分庁の判断は適切になされており、変更決定処分に違法性はないため棄却		
大阪府	田尻町	244条の4	異議申立て	町長	施設利用取消処分の取り消しを求めるもの	H28. 4. 11	H28. 9. 8	棄却	異議申立てには理由がない		
兵庫県	神戸市	第206条	審査請求	市長	審査請求人が、退職手当不支給処分を受けたことに対し、違法な処分であるとして取消しを求めるもの	H28. 5. 19	H30. 4. 2	棄却	処分庁が行った処分に違法又は不当な点は認められない。		
兵庫県	尼崎市	第244条の4第2項	審査請求	市長	保育所利用不許可処分に係る審査請求	H29. 2. 20	H29. 4. 3	却下	書類不足及び審査請求理由が不明瞭であるため。		
兵庫県	尼崎市	第229条第2項	審査請求	市長	教育・保育給付利用者負担額決定処分に係る審査請求	H29. 9. 26	H30. 5. 29	棄却	違法又は不当な点が認められないため。		
兵庫県	伊丹市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料納入通知に対する不服の申立	H30. 2. 6					H30. 2. 19 取下げ

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
兵庫県	宝塚市	第244条の4	審査請求	市長	平成29年度(2017年度)【春】宝塚市営住宅入居申込案内書において、世帯員が2人以上である場合、入居予定者全員が現に居住地を一つにしており、そのことを住民票(世帯全員)等で証明できる世帯であることを申込資格としている。 当該申込資格については、入居時の生活実態がどうであるかを入居の決定のための要件としていると解されるところ、本件審査請求に係る処分にあつては、住民票の記載事項で同一世帯でない、という理由だけで仮当選が取り消されており、著しく妥当性を欠くものであつて不当なものである。	H29. 8. 4	審査中				
兵庫県	丹波市	第255条の2	審査請求	市長	平成28年度国民健康保険税の賦課決定の取消しを求めるもの	H28. 9. 12	H29. 5. 22	棄却	処分は条例の規程に基づいたものと認められ、取消を求める理由も条例の適法・有効性や国民健康保険税額の計算方法・結果誤り等の具体的な主張が全くなされていないため。		
兵庫県	丹波市	第255条の2	審査請求	市長	平成28年度国民健康保険税の賦課決定の取消しを求めるもの	H28. 9. 9	H29. 5. 22	棄却	処分は条例の規程に基づいたものと認められ、取消を求める理由も条例の適法・有効性や国民健康保険税額の計算方法・結果誤り等の具体的な主張が全くなされていないため。		
兵庫県	丹波市	第255条の2	審査請求	市長	平成28年度国民健康保険税の賦課決定の取消しを求めるもの	H28. 9. 12	H29. 5. 22	棄却	処分は条例の規程に基づいたものと認められ、取消を求める理由も条例の適法・有効性や国民健康保険税額の計算方法・結果誤り等の具体的な主張が全くなされていないため。		
兵庫県	丹波市	第255条の2	審査請求	市長	平成28年度国民健康保険税の賦課決定の取消しを求めるもの	H28. 9. 13	H29. 5. 22	棄却	処分は条例の規程に基づいたものと認められ、取消を求める理由も条例の適法・有効性や国民健康保険税額の計算方法・結果誤り等の具体的な主張が全くなされていないため。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
兵庫県	丹波市	第255条の2	審査請求	市長	高齢者虐待防止法第9条第2項に基づく措置	H29.3.8	H29.8.8	却下	審査請求人に、当該措置について審査請求をする法律上の利益が無い。		
兵庫県	丹波市	第255条の2	審査請求	市長	高齢者虐待防止法第13条に基づく面会制限	H29.3.8	H29.8.8	棄却	違法性が直ちには認められない。		
兵庫県	朝来市	第255条の2	処分取消	知事	自動車所持に対する指導指示に従わないため生活保護停止をした処分の取消し	H28.8.8	H29.11.16	処分取消	理由提示の要件を欠いた違法な処分		
兵庫県	加東市	第229条	審査請求	市長	加東市長による下水道使用料賦課処分について、その取り消しを求める。	H28.5.27					H28.12.26 取下げ
兵庫県	加東市	第229条	審査請求	市長	加東市長による下水道使用料賦課処分について、その取り消しを求める。	H28.9.10					H28.12.26 取下げ
兵庫県	加東市	第229条	審査請求	市長	加東市長による下水道使用料賦課処分について、その取り消しを求める。	H28.11.14					H28.12.26 取下げ
奈良県	奈良市	第229条	審査請求	市長	下水道使用料の減免申請が不承認とされた処分の取り消しを求める請求	H29.9.26	H30.6.28	棄却	審査請求に理由がないため		
鳥取県	米子市	第206条	異議申立て	市長	退職手当の全部不支給に対する異議	H28.5.23	H28.12.28	棄却	申立人の主張には理由がない等		
島根県	松江市	255条の2	審査請求	知事	保護変更決定（収入認定に伴う保護費の減額）に関する処分についての審査請求	H28.5.26	H28.8.1	棄却	本件処分について、処分庁の最低生活費、収入充当額は適正に認定されており、支給すべき生活保護費に誤りは認められないことから、本件審査請求を棄却するもの。		
島根県	松江市	255条の2	審査請求	知事	保護変更決定（収入認定に伴う保護費の減額）に関する処分についての審査請求	H28.5.26	H28.8.1	棄却	本件処分について、処分庁の最低生活費、収入充当額は適正に認定されており、支給すべき生活保護費に誤りは認められないことから、本件審査請求を棄却するもの。		
島根県	松江市	255条の2	審査請求	知事	保護申請（生業扶助支給を求めるもの）却下決定に関する処分についての審査請求	H28.7.11	H28.9.4	処分取消	本件処分について処分の違法性は認められないものの、処分決定に至るまでに必要な調査・確認等に不当な点が認められることから、請求人の求め通り、これを取り消すもの。		
岡山県	総社市	第229条	審査請求	市長	平成28年度賦課下水道事業受益者負担金更正決定に関する処分	H28.7.30					H29.5.7 取下げ
岡山県	総社市	第229条	審査請求	市長	平成28年度下水道事業受益者負担金督促に関する処分	H28.9.2					H29.5.7 取下げ
岡山県	総社市	第229条	審査請求	市長	平成28年度下水道事業受益者負担金督促に関する処分	H28.10.24					H29.5.7 取下げ

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
岡山県	総社市	第229条	審査請求	市長	平成28年度下水道事業受益者負担金督促に関する処分	H29. 1. 10					H29. 5. 7 取下げ
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	健康管理手当認定申請について、理由なく却下した。	H28. 6. 4	H29. 11. 9	棄却	本件処分に違法又は不当な点はない。	H29. 11. 17 再審査請求	
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	提出した診断書ではデータが不足していた。	H28. 9. 5					H29. 1. 10 取下げ
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	審査方法に不服がある。	H28. 10. 31	H30. 2. 26	棄却	本件処分が違法又は不当であるとはいえない。		
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	却下処分が違法である。	H29. 1. 5	H30. 4. 12	棄却	本件処分に違法又は不当な点はない。		
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	却下処分が違法である。	H28. 12. 26					H29. 10. 1 7 取下げ
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	却下処分が違法である。	H29. 12. 11	審査中				
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	却下処分が違法である。	H28. 4. 20	審査中				
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	却下処分が違法である。	H28. 5. 14	審査中				
広島県	広島市	第255条の2 第1項第2号	審査請求	知事	扶養義務者の所得による手当の支給停止決定の取消について	H28. 11. 7	審査中				
広島県	福山市	第231条の3 第5項	審査請求	市長	集落排水事業分担金賦課分に係る差押処分の取消しを求める。	H28. 12. 17	H29. 5. 25	却下	被差押債権の取立てにより本件差押処分の効果が消滅した後においては、法律上の利益は存しない。		
広島県	庄原市	第229条第1 項	審査請求	市長	農業集落排水施設の使用料減免申請に対する不承認決定処分は、取り消すべきである。	H28. 7. 1	H29. 7. 5	却下	処分庁が審査請求の対象となった処分を取り消したことにより、審査請求に係る法律上の利益が消滅したため。		
広島県	熊野町	第229条第1 項	審査請求	町長	下水道使用料の賦課処分の取消しを求める。	H28. 10. 1	H29. 7. 10	棄却	本件処分は違法又は不当であると認められないため審査請求には理由がない。	H30. 1. 9 出訴	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
山口県	下関市	第229条	審査請求	市長	市立こども園の入園に当たり、ひとり親家庭であることを説明し、処分庁から保育料は0円（月額）であることの説明があったにもかかわらず、実際の決定は月額20,200円であった。児童扶養手当の受給が月額0円の要件であることの教示がなく、不当である。	H29. 6. 30	審査中				
山口県	防府市	第231条の3	審査請求	市長	相続人未定分に係る固定資産税の差押処分の取消しを求め。	H29. 3. 8	H29. 10. 12	処分取消	時効消滅分についてはこれを取消し、その他の部分は棄却		
山口県	柳井市	229条	審査請求	市長	下水道使用料の納入通知処分は無効である	H29. 2. 13	H29. 6. 28	棄却	本件審査請求は理由がない		
山口県	柳井市	229条	審査請求	市長	下水道使用料の督促処分は無効である	H29. 2. 28	H29. 6. 28	棄却	本件審査請求は理由がない		
香川県	さぬき市	255条の2	審査請求	市長	生活保護法第78条処分に対する審査請求	H29. 4. 10	H29. 11. 17	棄却	本件処分に違法性・不当性は認められず、審査請求に理由がないため、棄却する。		
愛媛県	松山市	第229条	審査請求	市長	本来賦課徴収すべき下水排出量による下水道使用料の差額分を追加徴収するとの裁決を求め。	H28. 6. 8	H28. 12. 28	却下	審査請求人には明らかに不服申立人適格がなく、本件審査請求は不適法である。		
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 11. 30					H29. 7. 3 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 11. 30					H29. 6. 21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 11. 30	H30. 3. 29	棄却	下水道使用料の減免を求めていることについて理由がない		
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 11. 30					H29. 6. 21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 11. 30					H29. 7. 3 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 12. 5					H29. 6. 21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 12. 5					H29. 6. 21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 12. 5					H29. 6. 21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 12. 5					H29. 6. 21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 12. 5					H29. 6. 21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28. 12. 16	H30. 3. 29	棄却	下水道使用料の減免を求めていることについて理由がない		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28.12.28					H29.6.21 取下げ
福岡県	福岡市	第229条第1項	審査請求	市長	下水道使用料に関する処分の一部取消し	H28.12.28					H29.6.21 取下げ
福岡県	柳川市	第244条の4	処分の取消し	市長	入館禁止処分に対する審査請求	H29.3.27	H29.6.30	棄却			
福岡県	行橋市	第74条の2第4項	異議申立て	選挙管理委員会	署名後に翻意し、代表者に対し署名の取消しを申し出たにもかかわらず、取り消されることなく署名簿が縦覧されたため。	H29.12.1	H29.12.7	処分取消	代表者へ事実の確認を行い、署名者の申出に従って署名簿から削除した。		
福岡県	広川町	第255条の2	審査請求	町長	一般廃棄物処理業の不許可処分は、不当	H29.8.3	H30.4.2	棄却	処分庁の不許可処分が不当とはいえない		
宮崎県	都城市	第206条第1項	審査請求	市長	市長による退職手当支給制限処分は不当である。	H28.10.24	H29.3.30	棄却	本件処分に係る手続及び判断基準に瑕疵はなく、本件審査請求には理由がない。		
計		申立て 237件						却下 36件 棄却 121件 処分取消 9件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 5件	

イ 審決の申請の事例

都道府県名	該当条項	審決申請の要旨	申請年月日	審決年月日	審決の結果		備考
						要旨	
神奈川県	第135条第1項	葉山町議会が審決申請人に対して行った除名処分の取消を求めるもの。	H28. 8. 15	H28. 12. 20	棄却	除名処分は適法であり、本件審決の申請は棄却すべきである。	
広島県	第260条の2第1項	尾道市長が行った地縁に基づいて形成された団体の認可処分の取消しを求め、また、自治紛争処理委員による審決を求める。	H29. 3. 30	H29. 6. 12	却下	審査請求の対象となる行政処分が存在せず、審査請求は不適法。審決の申請を不適法として却下する場合は、地方自治法255条の5第1項の規定が適用外となるため、自治紛争処理委員の審決を行うことができない。	
高知県	第255条の4	東洋町議会が申請者に対して行った「出席停止1日」の懲罰が違法であるとして、審決を申請。	H29. 6. 17	H30. 3. 23	却下	出席停止の懲罰は、審決の対象となりえないため、却下。	
計		申請 3件			却下 2件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		